計画被ばく状況における汚染した物の搬出のためのガイドライン

○　適用の範囲

　このガイドラインは、計画被ばく状況において、汚染した物の搬出の可否の判断に適用する。

○　判断規準

　汚染した物から受ける被ばく線量が以下の線量規準を満足する場合、当該物を搬出することができる。

年実効線量　0.01 mSv オーダーまたはそれ以下

　なお、この線量規準は、免除やクリアランスを判断する際の現実的な被ばくシナリオに対する国際的に認知された線量規準である 0.01 mSv オーダーと同義であり、厳密に年実効線量が 0.01 mSv 以下であることを求めるものではない。